

議案第 77 号

狭山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

狭山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 26
年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号を次のように改める。

- （3）主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第
140 条の 6 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他
これに準ずる者 1 人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 30 年 8 月 31 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

主任介護支援専門員の定義に係る規定の明確化を図るため、同規定を改めたいので、
この案を提出するものである。